

教育委員会告示第 5 号

太子町教育委員会補助金交付要綱（平成 18 年教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 19 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

別表中

「

デジタル教材推進補助	学校における副教材のデジタル化推進のため、システム導入にかかる初期費用の全部又は一部を助成する。	太子町立小・中学校	学習コンテンツの制作・配信業者に支払うシステム導入に要する経費	定額	
------------	--	-----------	---------------------------------	----	--

」を

「

デジタル教材推進補助	学校における副教材のデジタル化推進のため、システム導入にかかる初期費用の全部又は一部を助成する。	太子町立小・中学校	学習コンテンツの制作・配信業者に支払うシステム導入に要する経費	定額	
保育協会研修事業費補助	保育の質の向上のため、町内公立及び認可保育所等で組織する保育協会が実施する研修事業費の全部又は一部を助成する。	太子町保育協会	保育協会研修に要する経費	定額	

大阪・関西万博子ども招待プロジェクト参加補助	世界の国々の英知が結集された最先端の技術やサービス等に直接触れる体験を通して、将来に向けて夢と希望を感じ取ってもらう機会とするために万博招待プロジェクトの参加に要する経費の一部を助成する。	太子町立小・中学校	学校と万博会場との往復に要する経費	10／10以内	
------------------------	--	-----------	-------------------	---------	--

」に

改める。